

## 知多市広報ちた広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する広報ちたに掲載する広告に関し、知多市広告掲載要綱（平成25年知多市告示第115号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 広報ちたを広告媒体とする広告をいう。
- (2) 広告主 広報ちたに掲載する広告により、自らの商品、サービス、事業等を宣伝する者をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、要綱第3条、審査基準第2条及び別表に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げず、広報としての品位を損なわない内容のものとする。

(広告の規格及び掲載場所)

第4条 掲載する広告の規格、掲載場所、配置等については、別に定める。

2 知多市公式ホームページに掲載される広報ちたへの広告ページの掲載は行わない。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

広告の規格	掲載料
1種広告（縦54mm×横182mm）	25,000円
2種広告（縦111mm×横182mm）	50,000円
3種広告（縦250mm×横182mm）	100,000円

(広告掲載の期間)

第6条 広告は、1号単位とし、同じ広告を連続して掲載する場合は、6号以内とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、知多市公式ホームページ及び広報ちたによるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、知多市広報ちた広告掲載申請書(第1号様式)に、掲載しようとする広告原稿を添えて、掲載を希望する号の発行日の2か月前までに提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、知多市広報ちた広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により、広告掲載を希望する者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を自らの責任及び負担で作成し、提出するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広報ちたに掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、各自の責任及び費用負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた広報ちた広告掲載に係る権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに第5条に規定する広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告原稿が第3条に規定する基準を満たしていないとき、その他広告原稿の内容が不適當であると認めるときは、広告主に対し、広告原稿の内容の補正を指示するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 既に納付された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載の決定後から広告掲載の開始前までの期間中、広告主の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた広告に係る広告掲載料を還付する。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、知多市広報ちた広告掲載料還付申請書(第3号様式)により市長に請求する。

4 市長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、その結果を知多市広報ちた広告掲載料還付通知書(第4号様式)により広告主に通知する。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第12条に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が、虚偽の申請をしたとき。

(3) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。

(4) 要綱第3条、審査基準第2条及び別表の基準に抵触すると認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、市長は、広告主に対し、その賠償の責を負わない。この場合において、納付済みの広告掲載料は、還付しない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目名	基準
1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつせんの疑いのあるものは掲載しない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないものは掲載しない。</p>
2 語学教室等、パソコン教室等	<p>(1) 安易さ又は授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第43条を遵守すること。</p>
3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。） 家庭教師等	<p>(1) 合格率等の実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。</p> <p>(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。</p> <p>(3) 特定商取引に関する法律第43条を遵守すること。</p> <p>(4) 学習塾の広告の内容については、公益社団法人全国学習塾協会が定める学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準に基づいたものであること。</p>
4 外国大学の日本校	<p>当該大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない旨を明確に表示すること。</p>
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が、労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格でない旨を明確に表示する。</p> <p>(2) 行政書士講座等の講座には、当該講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。</p>
6 病院、診療所及び助産所	<p>(1) 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7、関係法令、厚生労働省告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に従う。</p>

	<p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。</p> <p>(3) 広告する治療方法について、疾病等が完治される等その効果を推測的に述べることはできない。</p>
7 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。</p>
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条まで、厚生労働省の医薬品等適正広告基準、各法令の所管省庁の通知等の規定に反しないこと。</p> <p>(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。</p>
9 いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品	<p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条、各法令の所管省庁の通知等の規定に反しないこと。</p> <p>(2) 健康食品については、医薬品と誤認されるような効能又は効果について表示しない。</p> <p>(3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p>
10 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス	<p>(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム 前号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同通知別表の各類型の表示事項は全て表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）及び同告示の運用基準に抵触しないこと。</p>

	<p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業          広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等の一般的なものとする。</p> <p>(4) 介護老人保健施設          介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。</p>
1 1 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
1 2 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しないこと。</p>
1 3 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。</p> <p>(2) 旅行の内容について、誤解を招き、不当に顧客を誘引するおそれのある表示がなされていないこと。</p> <p>(3) その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。</p> <p>(4) 一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。</p>
1 4 通信販売業	<p>(1) 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から第11条までの規定に反しないこと。</p> <p>(2) 会社の概要、商品カタログ等を検討し、市が妥当と判断したものに限り掲載する。</p> <p>(3) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
1 5 雑誌、週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出し、写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現（文言及び写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレント等の有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセン</p>

	<p>セーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
16 映画、興業等	<p>(1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(4) 年齢制限等の一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p> <p>(5) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(6) 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(7) ショッキングなデザインは使用しない。</p>
17 古物商、リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じ、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>
18 結婚相談所及び交際紹介業	<p>(1) 結婚相手紹介サービス協会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等を原則とする。</p> <p>(3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。</p>
19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
20 質屋及びチケット等再販売業	<p>個々の相場、金額等の表示はしない。</p>
21 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) トランクルームとの表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること及びその旨を表示すること。</p> <p>(2) 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと及びその旨を表示すること。</p>
22 ウィークリーマンション等	<p>営業形態に応じ、必要な法令に基づく許可等を受けていること。</p>
23 飼育動物の診療施設	<p>(1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 広告の内容については動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を遵守すること。</p>



2 4 募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること及びその旨を明確に表示すること。
2 5 墓地等	都道府県知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
2 6 金融商品	<p>(1) 投資信託等</p> <p>ア 将来の利益が確実・保障されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。</p> <p>イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。</p> <p>(2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等</p> <p>ア 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。</p> <p>イ 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。</p> <p>ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。</p> <p>(3) その他金融商品</p> <p>当該金融商品の内容に応じ、前2号の規定を準用する。</p>
2 7 その他表示について注意を要すること	<p>(1) 割引価格の表示</p> <p>割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告</p> <p>主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。</p> <p>(3) 無料で参加し、又は体験できるもの</p> <p>費用がかかることがある場合には、その旨を明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告</p> <p>ア 広告主の法人格を明示し、及び法人名を明記すること。</p> <p>イ 広告主の所在地及び連絡先の両方を明示すること。</p> <p>ウ 連絡先については、固定電話とし、携帯電話又はPHSのみは認めない。</p> <p>エ 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記すること。</p> <p>(5) 肖像権及び著作権</p> <p>無断使用がないか確認をすること。</p> <p>(6) アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現をしないこと。</p> <p>ウ 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること。</p>

第1号様式（第8条関係）

知多市広報ちた広告掲載申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申 請 者 住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

知多市広報ちた掲載広告について、次のとおり申し込めます。

広 告 の 内 容	
掲 載 希 望 号	年 月号
広 告 の 種 類	①1種 ②2種 ③3種
広 告 掲 載 料	金 円
遵 守 事 項	1 知多市の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。 2 知多市税の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、知多市が納税状況等について調査することに同意します。
備 考	広告原稿を添付してください。

第2号様式（第9条関係）

知多市広報ちた広告掲載可否決定通知書

知 発第 号  
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで申請のありました知多市広報ちたにおける掲載希望広告については、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載する。  掲載しない。 (理由 )
広告掲載号	年 月号
広報の種類	① 1種                      ② 2種                      ③ 3種
広告掲載料	金                      円
掲載料納付期限	年 月 日

第3号様式（第14条関係）

知多市広報ちた広告掲載料還付申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

団 体 名

印

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり知多市広報ちた広告掲載料の還付を申請します。

広告掲載号	年 月号		
既納掲載料	円	還付申請額	円
申請理由			
振 込 先	金融機関名	店名	種別 普通・当座
	口座番号	ふりがな 口座名義	

第4号様式（第14条関係）

知多市広報ちた広告掲載料還付通知書

知 発第 号  
年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました還付については、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載号	年 月号		
既納掲載料	円	還付申請額	円
申請理由			
還付金振込先	金融機関名	店名	種別 普通・当座
	口座番号	ふりがな 口座名義	
決定事項	1 還付する。		
	2 還付しない。（理由 ）		
	既納掲載料	還付金額	差引掲載料 還付予定日
	円	円	円 年 月 日